

「第2次愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」の 期間延長について

県では、「愛媛県食の安全安心推進条例」に基づき、食の安全安心の確保に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、食の安全安心の推進に関する計画（平成27年度から第2次計画）を策定しています。

このたび、本計画施行後の状況等を踏まえ、計画の見直しを行いました。

主な見直し内容

◆ 計画の期間延長

今年度が第2次計画の最終年度であったことから、次年度以降の計画のあり方について令和元年度えひめ食の安全・安心推進本部幹事会に諮った結果、食品衛生法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和3年度以降については、食の安全安心の推進施策についても大幅な見直しが必要と見込まれることから、本計画を改正法が完全施行される令和3年度まで延長することとしました。

◆ 具体的な取組みの見直し

食品衛生法等の一部を改正する法律の公布により、原則、すべての食品関連事業者が国際的な衛生管理手法であるHACCPに沿った衛生管理を求められることになったことを踏まえ、具体的な取組みを見直しました。

(見直した具体的な取組み)

(22) HACCPに沿った衛生管理の浸透支援

食品等事業者団体が作成した業種別手引書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則、すべての食品関連事業者に求められることとなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。

◆ 推進指標及び表現の見直し

関連する他の計画等の改定状況をふまえて、本計画の表現を見直し、さらに事業の進捗状況と推進機関の延長を考慮し目標の設定を行いました。

○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み		
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信	Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進	(1) 生産者に対する農業適正使用の啓発 (2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 (3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (4) 農業適正使用の推進 (5) 有機農業、環境保全型農業の推進 (6) GAP（農業生産工程管理）の推進 (7) 原木しいたけ等生産者を対象とした技術講習会等の開催	
			2 安全な畜産物の提供の推進	(8) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 (9) 牛耳標装着の農家指導 (10) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (11) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (12) 死亡牛のBSE検査 (13) 高病原性鳥インフルエンザ対策	
			3 安全な水産物の提供の推進	(14) 養殖衛生管理体制の推進 (15) 貝毒検査の実施 (16) 養殖ヒラメに係る新種クダアの防疫体制の推進	
		② 製造・ス加工・販売	4 食中毒防止対策の推進	(17) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底 (18) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 (19) 収去検査の計画的な実施等 (20) 流通食品の放射性物質検査等の実施	
			★5 HACCPの浸透・自主衛生管理の推進	(21) 自主衛生管理の周知啓発 (22) HACCPに沿った衛生管理の浸透支援 (23) 自主衛生管理推進事業の支援 (24) 集団給食施設における自主衛生管理の促進	
			★6 新たな制度による食品表示の適正化の推進	(25) 新しい食品表示制度に対応した体制の整備 (26) 新しい食品表示基準の周知 (27) 効果的な監視指導の実施 (28) 安心感に配慮した表示の推進	
		③ 消費ステージ	7 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(29) 食育の推進 (30) 地産地消の推進 (31) えひめの食文化の普及推進 (32) 食物アレルギー対策の推進	
			8 自主回収報告制度、危害情報申出制度の適正な運用	(33) 自主回収報告制度の周知及び指導等 (34) 自主回収報告内容の迅速な情報提供 (35) 危害情報申出制度の周知及び迅速な対応	
		④ 人材育成基盤整備	★9 安全を確保する基盤整備	(36) 食品関係施設への監視指導等を行う人材の育成 (37) 国、他都道府県、保健所設置市の連携 (38) 衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 (39) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰	
			Ⅱ グローバル化に対応した食の安全安心の確保	★10 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援	(40) 国際基準であるHACCP導入支援 (41) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施 (42) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 (43) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査
				★11 輸入食品の安全確保の充実	(44) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 (45) 輸入食品の検査体制の整備
		Ⅲ 相互理解と協働による食の安全安心の確保	12 情報提供の充実	(46) 食の安全安心総合ホームページの運営 (47) メールマガジンの発行 (48) 食品衛生監視指導及び収去検査結果等の公表 (49) 食中毒予防に関する情報発信 (50) 食品関連事業者からの情報提供支援システム (51) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (52) 農林水産参観デーの開催	
	13 相談窓口の充実		(53) 相談への的確な対応、情報共有 (54) 出前講座や出前相談室の実施		
	14 県民・民間団体との協働		(55) 畜産関係団体等との連携 (56) 生産者団体及び販売関係団体との連携 (57) 食品関係団体との連携		
	★15 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映		(58) リスクコミュニケーションの推進 (59) ハブリンク・コメント、アンケート等による県民意識の把握		

★特に重視するもの